

## レンタサイクル利用者の皆様へ（利用規約）

皆様が安全で快適にご利用して頂くために、次の事項に留意していただきますようお願い申し上げます。

1. 対象は原則として観光客の方々としております。
2. 過失による盗難、損傷、鍵の紛失については、有料とさせていただきます場合があります。
3. 運転免許証等、本人であることを確認できるものの提示が必要です。
4. 利用後は、貸出し場所に当日の規定時刻までに必ずご返却下さい。
5. 自転車を安全に走行していただくため、損傷箇所がないか走行前に確認の上、ご利用ください。  
(ブレーキ、ライトの点灯、タイヤ空気の減り・消耗、チェーンのゆるみ、鍵の損傷等)
6. 自転車を利用する場合は、事故に遭遇しないために交通ルールを遵守し、安全な道路を選び、走行して頂きますようお願いいたします。
7. 交通を妨げる場所等、迷惑をかける場所に駐輪することを固く禁じます。
8. 自転車の盗難の防止に心がけ自転車から離れるときは必ず施錠をして下さい。
9. 自転車を盗難された場合、紛失したことを証明する為に、警察署への盗難届を提出してください。※利用者の故意・過失により、盗難された場合、実費を頂く場合があります。
10. 鍵の紛失は新規購入代として¥3,000 を頂きます。
11. 走行中、万が一事故に遭遇した場合や自転車が故障した場合、利用者の責任において対処して頂き、商工会議所、状況に応じて警察署に連絡してください。  
※当運営主体は一切の責任を負いません。
12. 上記以外の不測の事態等については、鳥羽商工会議所と利用者との協議の上、判断させていただきます。※但し、利用によるいかなる事故・トラブルも利用者の責任となります。(貸出側の重大な過失の無い場合)

緊急連絡先時：

鳥羽商工会議所（運営主体：土日を除く）	0 5 9 9 - 2 5 - 2 7 5 1
ホンダショップさいとう	0 5 9 9 - 2 6 - 3 1 9 7
（車両トラブル・故障）	ケータイ 0 9 0 - 1 4 1 6 - 4 9 0 0
鳥羽 1 番街（貸出窓口）	0 5 9 9 - 2 6 - 3 3 3 1
鳥羽市ガイドセンター（貸出窓口）	0 5 9 9 - 2 5 - 8 2 5 5
鳥羽警察署（事故等）	0 5 9 9 - 2 5 - 0 1 1 0

### **交通ルールを守り、楽しいサイクリングをお楽しみください！**

※令和 5 年 4 月 1 日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車乗車時はヘルメットの着用をお願い致します。

※令和 6 年 11 月 1 日より、(1)自転車のながら運転(2)自転車の酒気帯び運転および幫助に対し新しく罰則が整備されました。

上記法律を遵守していただきますようお願い致します。